

那覇市公報

第 1 7 8 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1083

◇告 示◇

○那覇市ふるさとづくり寄附金に係る収納事務の委託について（企画調整課）…………… 1086

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 1087

○地縁による団体の告示事項の変更について（訂正）（まちづくり協働推進課）…………… 1088

○告示の取消し（まちづくり協働推進課）…………… 1089

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 1090

○令和3年度那覇市一般会計補正予算（第1号）（財政課）…………… 1091

○令和3年度那覇市一般会計補正予算（第2号）（財政課）…………… 1092

◇公 告◇

○那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定代理納付者の指定について（企画調整課）…………… 1093

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1094

◇監査委員公表◇

○令和 2 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）…… 1095

条 例

那覇市条例第37号

令和3年4月27日

公 布 済

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 次のいずれかに該当する者 92,424円 ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 〔略〕 (7)～(14) 〔略〕 2 〔略〕 付 則	(保険料率) 第6条 〔略〕 (1)～(5) 〔略〕 (6) 〔略〕 ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u>以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 〔略〕 (7)～(14) 〔略〕 2 〔略〕 付 則 <u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u>

	<u>第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。</u> <u>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u> <u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u>
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第78号

令和3年4月22日

掲 示 済

那覇市ふるさとづくり寄附金に係る収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第2項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 収納事務の委託を受けた者（収納事務受託者）
 - （1）株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
 - （2）楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
- 2 収納事務受託者に認めた歳入
寄附受付ポータルサイトを経由して寄附される那覇市ふるさとづくり寄附金
- 3 収納事務受託者により収納が行える期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日

【問い合わせ先】

企画財務部企画調整課

〒 900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL 098-862-9937 FAX 098-862-4263

那覇市告示第 86 号
令和 3 年 4 月 30 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里真和志町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

（変更前）氏名 新垣 誠毅

（変更後）氏名 宮里 和弘

那覇市告示第 100 号
令和 3 年 5 月 6 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について（訂正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里真和志町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

（変更前）氏名 新垣 誠毅
住所

（変更後）氏名 宮里 和弘
住所

那覇市告示第 106 号
令和 3 年 5 月 11 日
掲 示 済

次に掲げる告示は、取消しする。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 地縁による団体の告示事項の変更について
（令和3年4月30日那覇市告示第86号）
- 2 地縁による団体の告示事項の変更について（訂正）
（令和3年5月6日那覇市告示第100号）

那覇市告示第 107 号
令和 3 年 5 月 11 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里真和志町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

（変更前）氏名 新垣 誠毅
住所

（変更後）氏名 宮里 和宏
住所

那覇市告示第 126 号

令和 3 年 5 月 17 日

令和3年（2021年）4月2日付けで専決処分を行った令和3年度那覇市一般会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度那覇市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437,775千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,454,775千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		48,275,440	437,775	48,713,215
	2 国庫補助金	9,811,969	437,775	10,249,744
歳入合計		161,017,000	437,775	161,454,775

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		83,490,134	437,775	83,927,909
	2 児童福祉費	30,336,878	437,775	30,774,653
歳出合計		161,017,000	437,775	161,454,775

那覇市告示第 127 号

令和 3 年 5 月 17 日

令和3年（2021年）4月那覇市議会臨時会で議決された令和3年度那覇市一般会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市一般会計補正予算(第2号)

令和3年度那覇市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,381,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,836,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		48,713,215	1,096,903	49,810,118
	1 国庫負担金	38,374,525	△249,102	38,125,423
	2 国庫補助金	10,249,744	1,346,005	11,595,749
19 繰入金		3,034,452	284,836	3,319,288
	2 基金繰入金	3,030,481	284,836	3,315,317
歳 入 合 計		161,454,775	1,381,739	162,836,514

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,089,484	124,923	15,214,407
	1 総務管理費	12,711,468	124,923	12,836,391
3 民生費		83,927,909	0	83,927,909
	1 社会福祉費	28,157,139	0	28,157,139
4 衛生費		11,593,388	912,617	12,506,005
	1 保健衛生費	8,265,845	912,617	9,178,462
7 商工費		4,286,469	277,969	4,564,438
	1 商工費	4,286,469	277,969	4,564,438
8 土木費		13,902,663	66,230	13,968,893
	4 都市計画費	6,192,529	66,230	6,258,759
歳 出 合 計		161,454,775	1,381,739	162,836,514

公 告

那覇市公告第 36 号

令和 3 年 4 月 22 日

掲 示 済

那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
 - (1) 株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
 - (2) 株式会社ジェーシービー
東京都新宿区大久保 3－8－2 住友不動産新宿ガーデンタワー
 - (3) 株式会社りゅうぎんディーシー
沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 7 番 1 号
 - (4) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川 1－14－1 楽天クリムゾンハウス
 - (5) 株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 3－5－7 D G ビル 10F
- 2 指定代理納付者に代理納付を認めた歳入
寄附受付ポータルサイトを経由して寄附される那覇市ふるさとづくり寄附金
- 3 指定代理納付者により代理納付が行える期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

【問い合わせ先】

企画財務部企画調整課

〒 900－8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

TEL 098－862－9937 FAX 098－862－4263

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第4号

令和3年4月27日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 218 号
指定工事店名	アクティブ工業株式会社
営業所所在地	沖縄県浦添市内間五丁目4番7号
代表者氏名	比嘉 良仁
有効期間	自 令和2年4月1日
	至 令和7年3月31日
異動年月日	令和3年4月19日
異動事由	代表者の変更

監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号

令和3年5月17日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和2年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和2年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項後段の規定により、別添のとおり公表します。

令和2年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について

総務部

○管財課

ア 行政財産目的外使用料の徴収について（注意事項）

本庁舎目的外使用料の収入未済額 76,841 円は、令和元年 9 月 25 日付け使用許可し、同日調定された行政財産目的外使用料であるが、那覇市指定金融機関を経て令和 2 年 6 月 3 日に本市の収納となり、令和 2 年度の歳入とされたものである。

当該使用料の納期限は令和元年 10 月 31 日であったが、納期限までに納付されなかったにもかかわらず、履行の催促を怠ったことにより納期限を約 7 か月遅れて収納されている。

那覇市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項は、使用許可の際に使用料を徴収する旨定めており、納期限までに収納されなかった本件においては、速やかに履行の催促を行うべきであった。

行政財産目的外使用料の徴収に当たっては、関係条例を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、納付確認及び速やかに履行の催促を行うよう課内で周知徹底いたしました。今後は、関係条例を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

イ 随意契約に係る公表について（注意事項）

那覇市市有地及び管理地（所有者不明土地）草刈り等業務委託は、公益社団法人那覇市シルバー人材センターと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用し随意契約により契約締結している。

当該条項を適用し随意契約を締結する際には、那覇市契約規則第 21 条に規定する公表手続きが必要なところ、同条第 2 号に規定する契約締結前の公表は行われているものの、同条第 3 号に規定する契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況の公表が行われておらず不適正な事務処理となっている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した随意契約に係る公表に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した随意契約に係る公表に当たっては、那覇市契約規則第 21 条に規定する手続きが適正に行われるよう、業務の各流れにおいて根拠規則を併記した業務手順書を整備いたしました。これにより、チェック機能を強化した公表手続きの適正な事務の執行に努めてまいります。

ウ 契約事務について（注意事項）

真和志庁舎維持管理事業における、真和志庁舎汚水槽清掃業務委託（238,150 円）及び真和志庁舎排水管清掃業務委託（331,540 円）の2件の委託契約は、那覇市契約規則第20条第6号（限度額500,000円）を適用し、随意契約により契約締結している。

しかしながら、当該2件の清掃業務は、いずれも同一業者が履行することが可能なものであり、1件の業務委託として競争入札の方法により契約締結すべきであった。

契約事務に当たっては、入札により競争性が確保されるよう関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、令和3年度以降の契約においては当該2件の業務をあわせて1件の業務委託として競争性が確保されるよう契約締結を行ってまいります。

○法制契約課**共通事項****ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）**

次の(ア)及び(イ)の契約については、本来の契約の始期である4月1日に契約を締結することができず、契約書中に4月1日から実際に契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を4月1日に遡及させる契約となっている。

「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。（地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集））

契約の締結に当たっては、やむを得ない理由がある場合を除き、追認条項を設ける方法によらずに契約締結できるよう、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 那覇市例規集及び法令集データ更新等支援システム賃貸借契約他2件（法制契約課）

□ 注意事項に関する措置

随意契約の相手方に対して、年度内に仕様内容等について調整を行い、4月1日に契約が締結できるよう事務手続きを行います。

個別事項**ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）**

九州契約事務主管課長会議に係る航空賃の支払のため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和元年10月25日、精算日は同年11月11日となっており、精算が10日間遅延している。

これは、精算する時期を、会議の終了した日（11月9日）から7日以内に精算するものと那覇市会計規則第57条第1項を誤って解釈したことによるものである。

同項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めており、当該前渡金は航空賃の支払が終了した日から7日以内に精算すべきであった。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、今後このような事態が生じないように、課内会議にて正しい解釈について周知を図り、会計規則を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。

○防災危機管理課

ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

令和元年度沖縄県市町村支援事業補助金に係る歳入事務については、平成31年4月1日付け交付決定通知及びその後の額の変更通知等により3回調定されているが、いずれも本来の調定手续をするべき時期より大幅に遅れて令和2年5月末に調定の手続を行っている。他に令和元年度沖縄観光防災力強化支援事業費補助金に係る3回の調定についても、それぞれ約2か月遅れて調定手続がなされている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、補助金に係る歳入事務については、交付決定及び変更決定を受けた際には速やかに調定を行うよう課内へ周知徹底し、担当者とは別に監督者を設けることでチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めております。

イ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

Wi-Fi 利用料及び携帯電話利用料の支払のため受領した前渡金3件について、支払が終了した日から最長41日間遅延し精算している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、精算事務については、規則に定められた期間内に精

算を行うよう周知徹底を図り、支出執行職員及び庶務担当にて、定期的に財務会計システムの「資金前渡・概算払整理簿」及び「未精算一覧表」を確認することにより、精算漏れがないよう注意し、那覇市会計規則を遵守するよう努めて参ります。

企画財務部

○財政課

共通事項

ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の契約については、本来の契約の始期である 4 月 1 日に契約を締結することができず、契約書中に 4 月 1 日から実際に契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項(以下「追認条項」という。)を設けることにより、契約期間を 4 月 1 日に遡及させる契約となっている。

「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。(地方財務実務提要 2 (地方自治制度研究会編集))

契約の締結に当たっては、やむを得ない理由がある場合を除き、追認条項を設ける方法によらずに契約締結できるよう、適正な事務処理を行われたい。

(イ) 第一法規株式会社サービス利用に関する契約（財政課）

□ 注意事項に関する措置

当初予算内示後、契約相手先と事前調整を進め、当初予算議決後、速やかに契約手続きを行い 4 月 1 日からの契約が可能となるよう努めます。

都市みらい部

○公園管理課

個別事項

ア 契約事務について（注意事項）

松尾公園倒木撤去業務（その 1）、（その 2）、（その 3）及び（その 4）の 4 件の撤去業務委託において、那覇市契約規則第 28 条第 2 項の規定により契約書に代えて請書を徴している。

当該（その 1）の撤去業務請書によれば、請書の提出日は令和 2 年 2 月 12 日、請書に記載された履行開始日は同年 2 月 13 日となっているが、実際には、それらの日付より前の同年 2 月 1 日には既に撤去業務が行われている。

（その 2）、（その 3）及び（その 4）についても請書提出日及び請書に記載された履行開始日前に撤去業務が行われており、本来であれば実際の撤去業務日以前に請書を徴するとともに、当該撤去業務日以前の履行開始日を設定する必要があった。

同様な倒木撤去業務委託契約等が他にも 4 件あった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ ア 契約事務について（注意事項）に関する措置

契約書または、それに代わる請書、見積書の必要書類を揃え適切な時期に予算執行伺いや支出負担行為の決裁を受けたあとに、現場着手の指示を行うことの周知徹底を再度行ったところです。

今後の対応については、職員への周知徹底と人事異動などにおける研修に盛り込み、チェックシートを作成し、チェック体制を強化していきます。

イ 支出事務について（注意事項）

新都心公園水の道シェルター型休憩所2基については、当初、修繕する予定であったが現場確認を行ったところ、修繕不能の状態であったため撤去工事を行っている。

当該案件は、撤去工事を行ったにもかかわらず、需用費の修繕料のまま支出しているが、本来であれば、工事請負費の解体撤去費で支出すべきであった。

支出事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ イ 支出事務について（注意事項）に関する措置

支出事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。今後の対応については、職員への周知徹底と人事異動などにおける研修に盛り込み、チェックシートを作成し、チェック体制を強化していきます。

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

自治会協働型公園管理業務及び愛護会（公園美化活動）に対する賠償責任保険及び傷害保険の支払のため受領した前渡金4件について、いずれも支払が終了した日は令和元年4月24日、精算日は同年5月10日となっており、精算が9日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）に関する措置

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理行なってまいります。今後の対応については、職員への周知徹底と人事異動などにおける研修に盛り込み、チェックシートを作成し、チェック体制を強化していきます。

まちなみ共創部

○建築指導課

ア 契約事務について（注意事項）

那覇市狭あい道路管理システム保守業務委託の契約において、契約保証金免除の根拠条文について起案文書では、那覇市契約規則第30条第1項第12号となっており、また契約書では、同規則第4条第1項第9号と記載されて

いる。

これは、同規則が平成26年に全部改正されたにもかかわらず、契約締結事務が前例踏襲でなされ、根拠条文の確認を怠ったことに起因しており、委託契約にかかる契約保証金の免除については、同規則30条第9号をその根拠とするべきであった。

契約事務については、安易に前例踏襲することなく、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、契約事務の際の根拠条文の確認が不十分であったため発生したものです。

今後は、安易に前例踏襲することなく起案、決裁及び契約時には常に根拠条文等の確認を行うなど、再発防止に努めます。

